

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和4年 6月 15日
静岡県知事 川勝 平太 殿		
提出者		
住所 静岡県島田市御仮屋町8863-1		
氏名 株式会社 グロージオ		
代表取締役社長 栗田 良久		
電話番号 0547-36-2000		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	株式会社 グロージオ	
事業場の所在地	静岡県島田市御仮屋町8863-1	
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	総合工事業	
② 事業の規模	完成工事高	¥2,650,000,000
③ 従業員数	74人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社は工事現場から発生する、アスファルト塊、コンクリート塊及び産業廃棄物の対象となる物全てを産業廃棄物処理業の許可を得ている中間処理業者に委託して処理をおこなっている。	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙の通り

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

		前年度の発生量	今年度目標産業廃棄物発生量	自己直接再生利用量	自己中間処理量	自己直接埋立処分又は海洋投入	自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後直接埋立処分又は海洋投入量	委託処分量							
									前年度全処理委託量	今年度目標全処理委託量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	今年度目標再生利用業者への処理委託量	認定熟回収業者への処理委託量	認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量	最終処分
汚泥		123,109	50,000						123,109	50,000		123,109	50,000			
廃プラスチック類	小計	123,109	50,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	123,109	50,000	0.0	123,109	50,000	0.0	0.0	0.0
		13,310	10,000						13,310	10,000		13,310	10,000			
木くず	小計	13,310	10,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13,310	10,000	0.0	13,310	10,000	0.0	0.0	0.0
		700,585	500,000						700,585	500,000		700,585	500,000			
金属くず	小計	700,585	500,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	700,585	500,000	0.0	700,585	500,000	0.0	0.0	0.0
		9,153	10,000						9,153	10,000		9,153	10,000			
紙くず	小計	9,153	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9,153	0,000	0.0	9,153	0,000	0.0	0.0	0.0
		0,390	1,000						0,390	1,000		0,390	1,000			
廃石膏ボード	小計	0,390	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,390	1,000	0.0	0,390	1,000	0.0	0.0	0.0
		0,000	0,000						0,000	0,000		0,000	0,000			
繊維くず	小計	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,000	0,000	0.0	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0
		0,000	0,000						0,000	0,000		0,000	0,000			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	小計	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,000	0,000	0.0	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0
		0,200	1,000						0,200	1,000		0,200	1,000			
がれき類	小計	0,200	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,200	1,000	0.0	0,200	1,000	0.0	0.0	0.0
	がれき類	14,060	10,000						14,060	10,000		14,060	10,000			
	コンクリート破片	376,510	300,000						376,510	300,000		376,510	300,000			
	アスファルト破片	76,500	100,000						76,500	100,000		76,500	100,000			
管理型建設混合廃棄物	小計	467,070	410,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	467,070	410,000	0.0	467,070	410,000	0.0	0.0	0.0
	建設混合廃棄物	0,780	5,000						0,780	5,000		0,780	5,000			
	小計	0,780	5,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,780	5,000	0.0	0,780	5,000	0.0	0.0	0.0
	小計	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,000	0,000	0.0	0,000	0,000	0.0	0.0	0.0
計		1,314,597	987,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,314,597	987,000	0.0	1,314,597	987,000	0.0	0.0	0.0

多排出事業者の産業廃棄物処理計画

令和4年度

株式会社 グロージオ

令和4年 6月

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

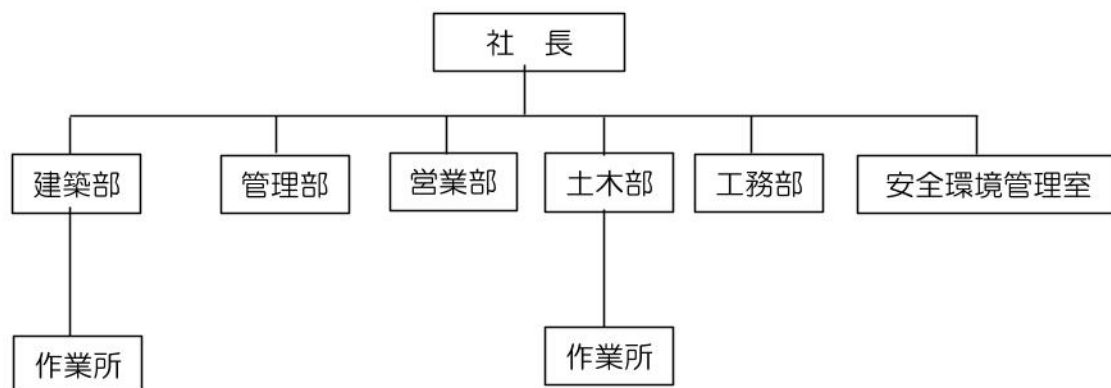
統 括 責 任 者 : 栗田 良久
産 業 廃 棄 物 管 理 担 当 者 : 鍋島 五和次

役割

- ◎廃棄物処理に関する検討
廃棄物の中間処理委託を行う上での必要な事項を検討する。
- ◎委託契約の締結
- ◎監督官庁への各種報告
- ◎社員、関連会社に対しての教育、啓発

産業廃棄物管理組織表

監査役



- ※ 安全環境管理室が産業廃棄物管理担当部署である。
- ※ 各作業所（現場）でマニフェスト伝票の管理を行っている。
- ※ 現場完成後の取り扱いは本社で行っている。

(2) 管理体制の強化

- ① 各作業所（現場）と各部署と協力し産業廃棄物処理に対応する為の組織を編成する。
- ② 管理方法
マニフェスト管理の徹底(紙マニフェスト・電子マニフェスト)

(3) 教育

- ① 現場担当者及び直接関与する部署の職員(土木部・建築部・安全環境管理室・総務室)に対して、発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法に関する留意事項及び法律関連知識を教育する。
- ② マニフェストの取り扱いについての教育(電子マニフェストを含む)

産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

①産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

②産業廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また関連協力会社にも必要な指導を行う。

- ・処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結する。

(2) 産業廃棄物処理の現状

当現場作業所から発生する産業廃棄物は、アスファルト塊及びコンクリート塊の安定型廃棄物は、すべて中間処理業者に委託しており、その中間処理業者は再生材として、道路用のアスファルト合材、再生路盤材、再生基礎材等の製品として販売している。木くず、紙くず、廃プラスチック、金属くず、混合、汚泥等は中間処理業者に委託し、焼却または、再生処理している。

産業廃棄物の種類別発生・処理状況 (令和3年度実績)

廃棄物の種類	発生源	性状	発生量 t	処理状況
建設汚泥(残土を除く)	現場	泥状	123.109	中間処理
廃プラスチック類	現場	固形	13.310	中間処理
木くず	現場	固形	700.585	中間処理
金属くず	現場	固形	9.153	中間処理
紙くず	現場	固形	0.390	中間処理
ガラス・陶磁器くず	現場	固形	0.200	中間処理
がれき類	現場	固形	14.060	中間処理
コンクリート破片	現場	固形	376.510	中間処理
アスファルト・コンクリート破片	現場	固形	76.500	中間処理
建設混合廃棄物	現場	固形	0.780	中間処理
合計			1,314.597	

・産業廃棄物の種類別性状の説明

コンクリート破片	…	固形
アスファルト・コンクリート破片	…	固形
廃プラスチック類	…	固形
建設混合廃棄物	…	固形
木くず	…	固形
建設汚泥(残土を除く)	…	泥状
紙くず	…	固形
金属くず	…	固形
一般廃油	…	泥状

目標の設定

- 産業廃棄物管理体制の構築をし、環境法規を守り適正に処理を行い、処理実績、記録の保管を行う。
- マニフェストの管理を徹底する。（今後電子マニフェストに順次移行）

産業廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- 静岡県の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」に参画し、それらの情報を関係部署、作業所（現場）に内容の周知徹底を図る。

中長期的課題

- 地元の環境整備事業への積極的参加
- 各作業所（現場）に於いての、エコアクションの取り組み
- エコアクション21の認証取得済み

産業廃棄物の再生利用に関する事項

- 発注者に再生利用材の使用をアピールする。
- 各作業所（現場）に於いて、できるかぎり分別収集を推進しムダなゴミを排出しない様努力している。
- 各作業所（現場）に於いて、工事の繁忙期に再生資材が不足する為、納入時期と予定数量を決定し、資材業者に早めの連絡をして材料を確保している。